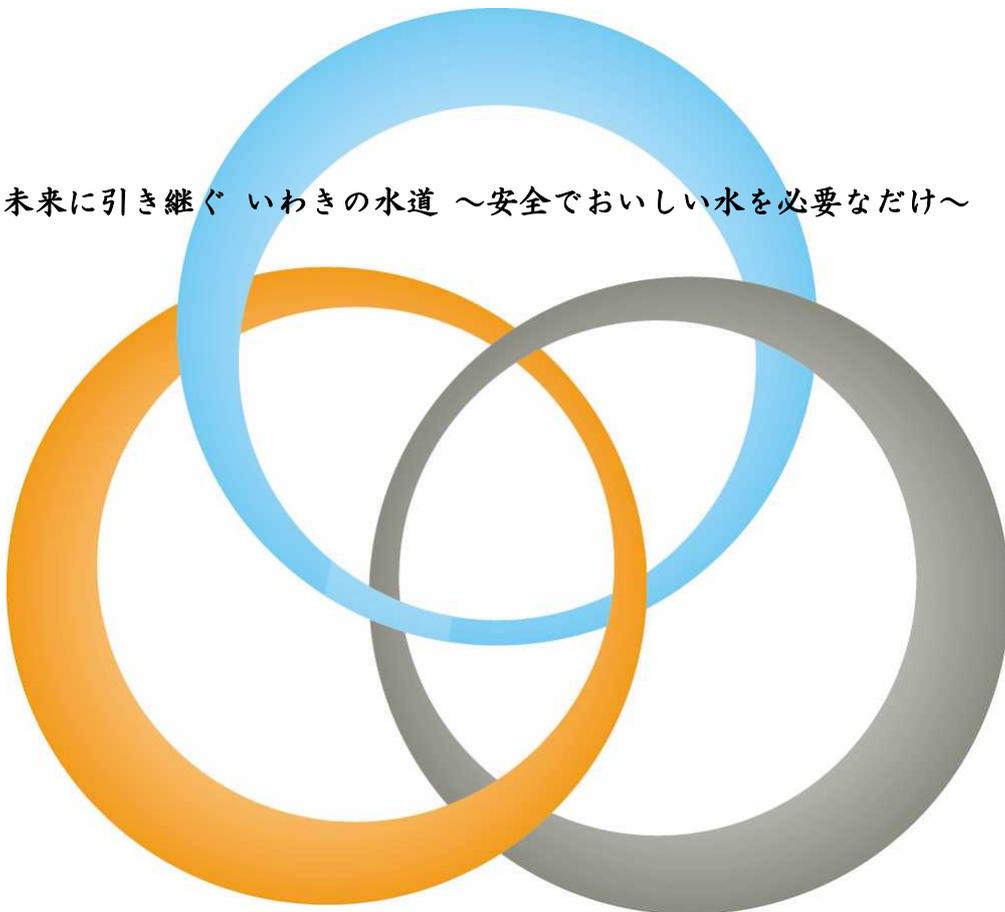


第 17 次

いわき市水道事業経営審議会（第1回）

会 議 資 料

未来に引き継ぐ いわきの水道 ～安全でおいしい水を必要なだけ～



安 全 強 靱 持 続

いわき市水道局

目 次

1	いわき市水道事業経営審議会の概要	1 頁
2	審議会設置の経緯	2 頁
3	第16次審議会（前回）からの答申の概要	4 頁
4	第17次審議会（今回）の諮問事項	5 頁
5	第17次審議会開催予定	6 頁
6	第17次審議会委員名簿	7 頁

<参考資料>

○	「新・いわき市水道事業経営プラン」の概要	10 頁
○	水道施設総合整備計画の概要	12 頁
○	水道法の一部を改正する法律の概要	13 頁
○	令和元年台風第19号等による自然災害への対策について（一部）	14 頁

1 いわき市水道事業経営審議会の概要

○ いわき市水道事業経営審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 いわき市水道事業の円滑な経営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、いわき市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業の経営に関し必要な事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道使用者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

※ 本則のみ抜粋しています。

2 審議会設置の経緯

(1) 過去の審議会

昭和46年に第1次審議会を設置し、これまで16次にわたり審議会を設置してきました。

第1次審議会から第7次審議会（平成10年度設置）までは、概ね水道料金改定が必要となった場合に、料金制度や料金改定等について審議していただいておりますが、第8次審議会からは、水道事業経営全般の事項に拡大して審議していただいております。

(2) 審議会設置の目的

- ・ 利用者の視点に立った水道サービスの提供や、情報を積極的に公開して市民と水道局の双方向の情報交換を深めるため。
- ・ 事業の効率化を図り、健全経営を維持する観点から、事業経営の監視機能としての役割。

(参考) 昭和46年からの経営審議会の経過

	設置期間	諮問事項	料金 平均 改定率	料金算定期間
第1次 審議会	昭和46年7月24日 ～ 昭和46年9月4日	・ 適正な水道事業経営のあり方について	34.42%	昭和47年1月1日 ～ 昭和52年3月31日
第2次 審議会	昭和50年2月15日 ～ 昭和50年7月25日	・ いわき市水道事業財政健全化の対策について	72.02%	昭和50年11月1日 ～ 昭和53年3月31日
第3次 審議会	昭和54年1月18日 ～ 昭和54年3月30日	・ 水道経営のあり方について ・ 水道料金制度について	26.39%	昭和54年10月1日 ～ 昭和57年3月31日
第4次 審議会	昭和56年7月2日 ～ 昭和56年10月26日	・ 水道運営のあり方について ・ 水道料金等の制度について	26.68%	昭和57年4月1日 ～ 昭和60年3月31日
第5次 審議会	昭和60年7月15日 ～ 昭和60年10月18日	・ 水道事業運営のあり方について ・ 水道料金制度について	14.87%	昭和61年4月1日 ～ 平成元年3月31日
第6次 審議会	平成7年4月26日 ～ 平成7年7月24日	・ 水道事業運営のあり方について ・ 水道料金制度について	26.00%	平成7年12月1日 ～ 平成11年3月31日

(前ページからの続き)

	設置期間	諮問事項	料金 平均 改定率	料金算定期間
第7次 審議会	平成10年5月13日 ） 平成10年8月27日	・水道事業経営のあり方について ・水道料金制度について	13.16%	平成12年4月1日 ） 平成15年3月31日
第8次 審議会	平成12年11月21日 ） 平成14年10月15日	・水道事業経営のあり方について ・水道料金制度について	—	—
第9次 審議会	平成14年11月1日 ） 平成16年10月31日	・水道料金制度について	—	—
第10次 審議会	平成16年11月1日 ） 平成18年10月31日	水道事業経営全般について ・行政機構改革について ・水道料金制度について	9.82%	平成19年4月1日 ） 平成23年3月31日
第11次 審議会	平成18年11月1日 ） 平成20年10月31日	水道事業経営全般について ・水道料金制度に係る段階制、 逡増制について	—	—
第12次 審議会	平成20年11月1日 ） 平成22年10月31日	水道事業経営のあり方について ・次期中期経営計画について ・水道料金制度について	—	—
第13次 審議会	平成22年11月1日 ） 平成24年10月31日	水道事業経営のあり方について ・水道料金制度について ・その他水道事業経営のあり方について	—	—
第14次 審議会	平成24年11月1日 ） 平成26年10月31日	・水道事業経営全般について	—	—
第15次 審議会	平成26年11月20日 ） 平成28年11月19日	今後の水道事業経営について ・新たな基本計画について ・次期中期経営計画について ・その他（上記に附随して必要となる事項）	—	—
第16次 審議会	平成29年12月1日 ） 令和元年11月30日	今後の水道事業経営について ○水道事業経営全般について ・新・いわき市水道事業経営プラン の進行管理について ・その他経営に関する諸問題等について	—	—

3 第16次審議会（前回）からの答申の概要（令和元年11月21日答申）

【経過】

いわき市水道事業経営審議会は、市長の諮問に応じて水道事業の経営に関し必要な事項を調査審議するために設置されており、平成29年12月に「今後の水道事業経営について」の諮問を受けました。以後、本年11月まで11回にわたる審議を行い、今般結論に達したことから、今後の水道事業の経営について、答申を行ったものです。

○ 新・いわき市水道事業経営プランの進行管理について

- ・ 同プランに掲げた11の目標すべてにおいて順調に進捗していることを確認していただきました。
- ・ 現行の中期経営計画期間で今後予定している取組については、現行料金水準を維持したまま財源を確保し、実施することが可能であることについて確認していただきました。

○ 水道料金制度全体のあり方について

- ・ 本市の水道料金は、「基本料金」と「水量料金」の比率を、概ね3対7としているが、料金原価の9割程度を占める固定的経費を安定的に回収するためには、基本料金で回収することが重要であることから、今後は段階的に見直していき、安定経営につなげていく必要があることを確認していただきました。
- ・ 水量料金の逡増制については、高単価部分の使用水量が低単価部分に比べ大幅に減少するという構造の変化がみられ、水需要の減少以上の速さで収入が減少しており、固定的経費部分の回収が困難となり、経営の安定性が損なわれるおそれがあることから、大口使用者などの動向調査を実施し、水需要予測に反映させたい見直しを検討していく必要があることを確認していただきました。
- ・ 水道施設の統廃合やダウンサイジングなどによる経営の効率化はもとより、今般の台風第19号等による自然災害等への対策なども含めた水道施設再構築構想が中心となる水道施設総合整備計画の検討結果を踏まえながら、具体的な料金制度の見直しなどについては、水道料金水準の見直しを審議する次期以降に設置される審議会で再度検討する必要があるとの意見をいただきました。

4 第17次審議会（今回）の諮問事項

(1) 新たな経営計画について

・ 新たな経営計画の骨子案について

本市では、「未来に引き継ぐいわきの水道～安全でおいしい水を必要なだけ～」を基本理念に掲げた「新・いわき市水道事業経営プラン 基本計画」（平成29年度～令和8年度）と基本計画に掲げた目標を達成するための具体的な取組を示した「中期経営計画」（平成29年度～令和3年度）を平成29年1月に策定し、水道システムを健全な姿で未来に引き継いでいくため、経営基盤の強化に向けて事業を推進しています。

現行の「中期経営計画」が令和3年度で計画終期を迎えることから、令和4年度以降の新たな計画の策定に向け、同計画の骨子案に対して審議会からご意見をいただきながら、新たな経営計画を策定してまいります。

策定にあたっては、将来の最適な水道施設の実現を図るために現在策定を進めている「水道施設総合整備計画」の内容等を踏まえた計画とする必要があります。

また、財政収支見通しの作成により、財政需要に応じた料金水準などの見直しの必要性についても検討する必要があります。

(2) その他経営に関する諸問題等について

・ 新・いわき市水道事業経営プランの進行管理について

新・いわき市水道事業経営プランの基本理念「未来に引き継ぐいわきの水道」を実現するための取組について、目標が達成されているかどうかを一事業年度の終了後に水道局が自己点検を行い、評価した結果を審議会に報告し、ご意見をいただき、改善策を今後の経営計画や翌年度以降の計画・予算に反映させていきます。

・ その他

5 第17次 いわき市水道事業経営審議会開催予定

開催回数	開催月	開催場所	審議内容
第1回	令和元年12月23日	局第1会議室	(委嘱状交付及び諮問) ・審議会の概要、日程、審議事項等
プレスタディ ミーティング①	令和2年2月	局第1会議室	・水道事業の概要 ・水道財政のしくみ
プレスタディ ミーティング②	令和2年5月	局第1会議室	・新・いわき市水道事業経営プラン ・事業評価 ・水道施設の視察
第2回	令和2年8月	局第1会議室	・水道施設総合整備計画①
第3回	令和2年10月	局第1会議室	・水道施設総合整備計画②
第4回	令和3年1月	局第1会議室	・令和元年度経営プランの取組状況及び評価 ・令和元年度水道事業会計決算の概要 ・令和元年度決算・財政計画の比較
第5回	令和3年5月	局第1会議室	・新たな経営計画の骨子案①
第6回	令和3年7月	局第1会議室	・新たな経営計画の骨子案②
第7回	令和3年9月	局第1会議室	・令和2年度経営プランの取組状況及び評価 ・令和2年度水道事業会計決算の概要 ・令和2年度決算・財政計画の比較
第8回	令和3年10月	局第1会議室	・答申案の骨子の審議・決定
答申	令和3年11月	未定	・(答申)

6 第17次審議会委員名簿（15名）

（五十音順・敬称略）

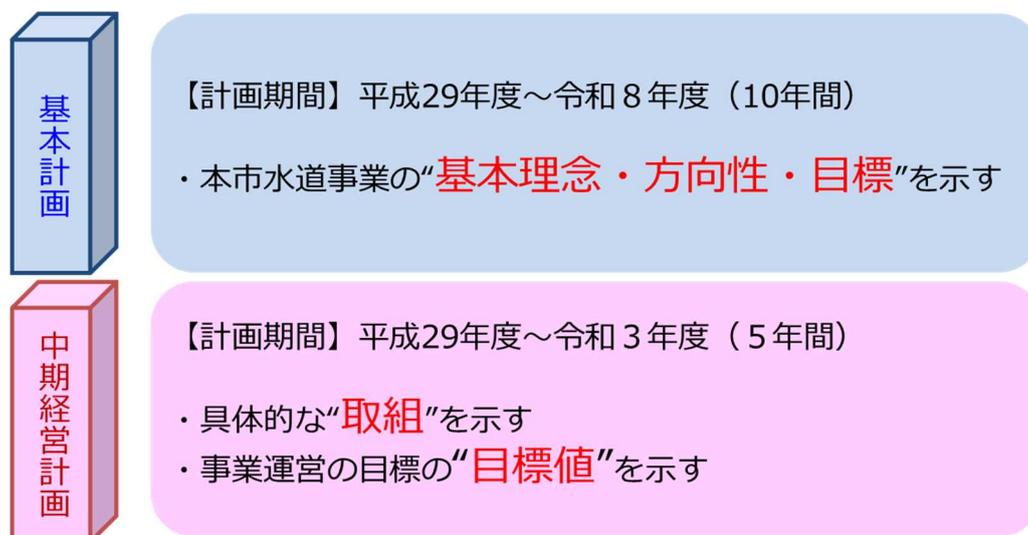
いしやま のりお 石山 伯夫	株式会社マルト 管理本部 取締役本部長
おの たくや 小野 卓也	公益社団法人いわき青年会議所 常任理事
かとおの きょうこ 上遠野 恭子	いわき市健康推進員協議会 理事
かわい しん 河合 伸	東日本国際大学 経済経営学部 准教授 経済経営学科長 教務部長
きかわ よしこ 木川 義子	いわき男女共生連絡協議会 会員
さくま さちこ 佐久間 幸子	いわき商工会議所女性会 監事
すがはら たかし 菅原 啓史	連合福島いわき地区連合会 副議長
すぎおか ひろゆき 杉岡 弘之	公募
すずき としひこ 鈴木 俊彦	公認会計士
たかはし たかみつ 高橋 孝光	いわき地区商工会連絡協議会 副会長
はせやま しんいち 長谷山 信一	公益社団法人日本水道協会 水道技術総合研究所 主席研究員
はらだ まさみつ 原田 正光	福島工業高等専門学校 都市システム工学科 教授
ふるかわ ひろこ 古川 広子	いわき市地域婦人会連絡協議会 方部長
まただ まさし 俣田 真志	アルプスアルパイン株式会社 小名浜工場／平工場 総務部 総務課 課長
よしだ のぶお 吉田 伸郎	公募

※ 委員の任期 令和元年12月1日～令和3年11月30日

参 考 資 料

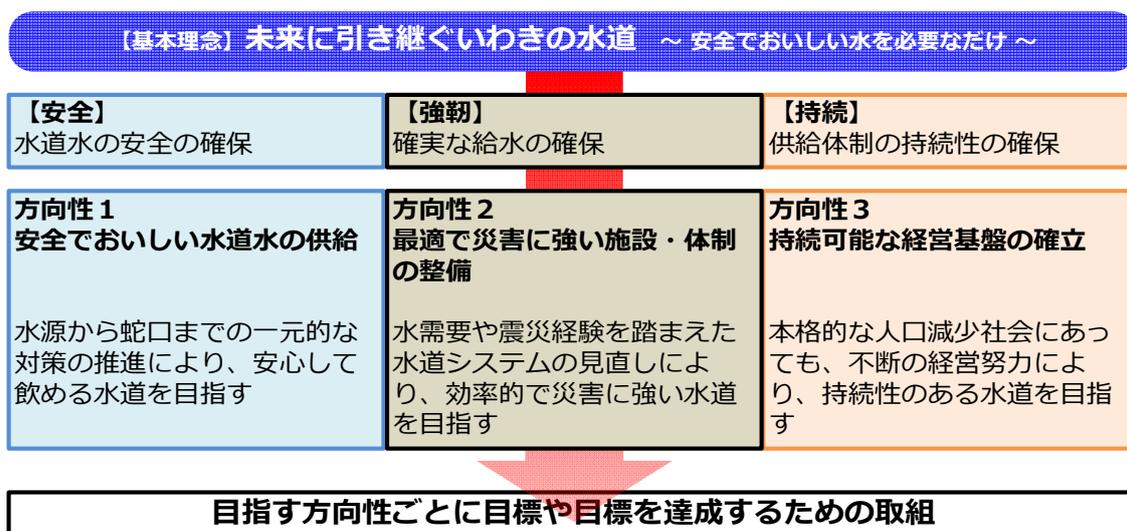
○ 「新・いわき市水道事業経営プラン」の概要

新・いわき市水道事業経営プランは、平成28年度までの経営プランを引き継ぐもので、本市水道事業の基本理念、目指す方向性及び目標を定めた「基本計画」と、基本計画の目標を達成するための具体的な取組を掲げた「中期経営計画」の二段階で構成されており、「基本計画」の計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間、「中期経営計画」の計画期間は平成29年度から令和3年度までの5年間としています。



□ 基本計画

「基本計画」には、いわき市水道事業はこうあるべきだという根本の考えを示す基本理念「未来に引き継ぐいわきの水道 ～安全でおいしい水を必要なだけ～」を定めており、基本理念を実現するために目指すべき方向性として「安全」（安全でおいしい水道水の提供）、「強靱」（最適で災害に強い施設・体制の整備）及び「持続」（持続可能な経営基盤の確立）を掲げ、それぞれの方向性ごとに11の目標を定めています。



安全

方向性 1 安全でおいしい水道水の供給

- 目標1.1 水安全対策の着実な実施による良好な水質の保持
- 目標1.2 水質検査の充実による適正な水質管理の維持
- 目標1.3 安心して飲める水道の普及促進

強靱

方向性 2 最適で災害に強い施設・体制の整備

- 目標2.1 水需要を踏まえた施設再編による施設の最適化、安定化
- 目標2.2 老朽管更新等による施設の健全化
- 目標2.3 危機管理意識の向上による非常時対策の強化

持続

方向性 3 持続可能な経営基盤の確立

- 目標3.1 計画的な人材育成による専門性の維持とスキルアップ
- 目標3.2 効率的で効果的な運営による財務体質と組織の強化
- 目標3.3 環境負荷低減による社会貢献
- 目標3.4 効果的な広報活動の実施によるお客さまとのコミュニケーションの推進
- 目標3.5 関係者等との連携・協働の推進による水道サービスの向上

□ **中期経営計画**

「中期経営計画」には、11の目標を達成するための具体的な38の取組を展開していくこととしています。

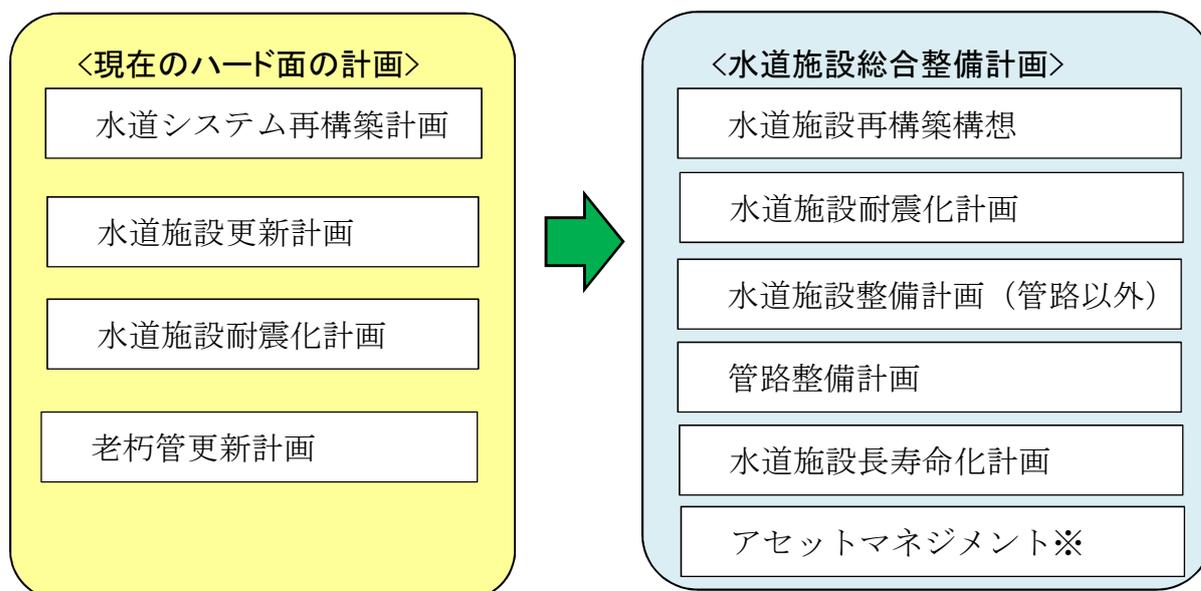
最大の特徴は、最重要事業として「老朽管更新事業」を位置づけているところにあります。

老朽管の更新については、高度経済成長期に布設した大量の水道管の老朽化を受けて実施するものですが、人口減少等に伴い給水収益が減少するという厳しい財政状況があるなど、全国的に共通する大きな課題となっています。

○ 水道施設総合整備計画の概要

□ 計画の概要

現在策定中の本計画は、事業環境の変化に対応するため、現状の評価と課題から将来の事業環境を予測し、最適な水道施設の将来像を導き出した上で、その実現を図るための具体的な検討を行い、水道システム再構築計画等の個別計画を包含する新たな総合整備計画です。



□ 計画の期間

本計画は、長期的な視点に立った計画とするため、水道施設再構築構想及びアセットマネジメントの計画期間を50年間としています。また、各整備計画及び長寿命化計画の計画期間は10年間とし、具体的な年次計画を策定することとしています。

※ アセットマネジメント…今後必要な施設更新の費用と、施設更新への投資の可能額について将来見通しを算定し投資の可能額が不足すれば、その財源を確保するような検討を行い、持続が可能な事業運営を目指すという資産管理の手法をいう。

○ 水道法の一部を改正する法律の概要

□ 改正の趣旨

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

□ 改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ① 国、都道府県及び市町村は、水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ② 都道府県は、水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③ 水道事業者等は、その事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ① 国は、広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ② 都道府県は、基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③ 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村又は水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ① 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ② 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③ 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④ 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※ 公共施設運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。（コンセッション方式ともいう。）

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※ 各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

□ 施行期日

令和元年10月1日（ただし、3. ② は令和4年9月30日までは、適用しない。）

（出典：「水道法の一部を改正する法律について」厚生労働省資料）

○ 令和元年台風第19号等による自然災害への対策について（一部）

□ 台風第19号等による断水と復旧の経過について

【平浄水場の運転停止による断水の状況】

10月12日の台風第19号に伴う夏井川の決壊などにより、平浄水場（平下平窪字寺前53）の電気設備をはじめ、ポンプ室およびろ過池や沈殿池の付帯設備などが浸水したため、浄水場の運転が停止し、10月13日から平地区、四倉地区、小川地区、久之浜・大久地区の約45,400戸が断水となりました。



水がひいてきたポンプ室（平浄水場）

【応急給水活動】

水道局では、断水直後から応急給水作業を開始し、順次市内外に給水所を設置するとともに、給水車で病院の巡回給水を行うなど応急給水活動を行いました。



最大で31カ所に給水所を設置

【応急復旧作業】

平浄水場の復旧には、職員と協力企業等が一体となり、浸水した設備の洗浄や乾燥、各機器の点検や試験などを繰り返し実施し、電気設備の改造や故障部品の交換を行うなど、浄水場内の電気設備の復旧を図りました。

10月19日に場内への受電が可能となり、10月20日に実施した通電試験において新たな故障は無く必要最低限の浄水施設能力を確保することができました。



洗浄と乾燥を行う受電設備（平浄水場）

10月21日に実施した試験浄水において異常が見られなかったことから送水を開始し、翌22日から断水地区への通水作業に入りました。

【断水地区への通水作業】

一刻も早い断水解消を目指し、10月22日未明から職員一丸となって通水作業に取り組んできた結果、10月27日にすべての断水地区の復旧作業が完了しました。

□ 給水活動の状況（10月13日（日）～27日（日））

- (1) 給水所の設置箇所数 最大 31箇所（市内 28箇所、広野町 3箇所）
- (2) 公園等の水飲み場の開放数 最大 31箇所（公園 20箇所、公民館 11箇所）
- (3) 給水活動の体制 最大 55台130人（延べ給水車486台、延べ人員1,031人）
 - ・水道局 延べ給水車 72台、延べ人員319人（内他部局応援職員150人）
 - ・給水応援 43団体 延べ給水車414台、延べ人員712人

□ 今後の浸水対策について

防水扉、防水壁の設置、施設外周への堤防の築堤など、さまざまな浸水対策の中から効果、工法、経済性等の検討を行い、更新事業や耐震化事業など、他事業の実施と整合性を図りながら計画的に推進し、水害に強い施設と防災体制の構築を目指します。

また、対策の実施には一定の期間を要することから、今年度末を目途に施設外周のフェンス内側に今回の浸水深さ1.2mに対応できるよう、大型土のうを2段、高さ1.6mを積む応急的な対策をしていくこととしています。

未来に引き継ぐ いわきの水道 ～安全でおいしい水を必要なだけ～

